加熱式たばこの喫煙も 関煙所をご利用ください

「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑 の防止に関する条例」の一部が改正されました。 (令和3年10月1日施行)

港区は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちを目指し、みなとタバコルールを推進しています。

改正条例では、加熱式たばこの喫煙も規制の対象です。

条例改正内容について、詳しくは区ホームページをご覧ください。

喫煙はルールとマナーと思いやり。 港区からのお願いです。









